

議案第 5 0 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

投票所の投票管理者	1回	12,800円	職務の級が8級の職員
期日前投票所の投票管理者	1回	11,300円	職務の級が8級の職員
開票管理者	1回	10,800円	職務の級が8級の職員
選挙長	1回	10,800円	職務の級が8級の職員
投票所の投票立会人	1回	10,900円	職務の級が8級の職員
期日前投票所の投票立会人	1回	9,600円	職務の級が8級の職員
開票立会人	1回	8,900円	職務の級が8級の職員
選挙立会人	1回	8,900円	職務の級が8級の職員

」を

「

投票所の投票管理者	1回	14,500円	職務の級が8級の職員
期日前投票所の投票管理者	1回	12,800円	職務の級が8級の職員
開票管理者	1回	12,200円	職務の級が8級の職員
選挙長	1回	12,200円	職務の級が8級の職員
投票所の投票立会人	1回	12,400円	職務の級が8級の職員
期日前投票所の投票立会人	1回	10,900円	職務の級が8級の職員
開票立会人	1回	10,100円	職務の級が8級の職員
選挙立会人	1回	10,100円	職務の級が8級の職員

」に

改め、同表備考2中「5,450円」を「6,200円」に改め、同表備考3中「4,800円」を「5,450円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

旧				新				備考
別表第2（第2条，第4条，第5条関係）				別表第2（第2条，第4条，第5条関係）				
職名	支給区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)	職名	支給区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)	
略				略				備考 1 略 2 投票所の投票立会人のうち立会時間が投票時間の2分の1以内のもの の報酬は，この表の規定にかかわらず1回 <u>5,450円</u> を支給する。 3 期日前投票所の投票立会人のうち立会時間が投票時間の2分の1以内 のもの報酬は，この表の規定にかかわらず1回 <u>4,800円</u> を支給す る。
投票所の投票管理者	1回	<u>12,800円</u>	職務の級が8級の職員	投票所の投票管理者	1回	<u>14,500円</u>	職務の級が8級の職員	
期日前投票所の投票管理者	1回	<u>11,300円</u>	職務の級が8級の職員	期日前投票所の投票管理者	1回	<u>12,800円</u>	職務の級が8級の職員	
開票管理者	1回	<u>10,800円</u>	職務の級が8級の職員	開票管理者	1回	<u>12,200円</u>	職務の級が8級の職員	
選挙長	1回	<u>10,800円</u>	職務の級が8級の職員	選挙長	1回	<u>12,200円</u>	職務の級が8級の職員	
投票所の投票立会人	1回	<u>10,900円</u>	職務の級が8級の職員	投票所の投票立会人	1回	<u>12,400円</u>	職務の級が8級の職員	
期日前投票所の投票立会人	1回	<u>9,600円</u>	職務の級が8級の職員	期日前投票所の投票立会人	1回	<u>10,900円</u>	職務の級が8級の職員	
開票立会人	1回	<u>8,900円</u>	職務の級が8級の職員	開票立会人	1回	<u>10,100円</u>	職務の級が8級の職員	
選挙立会人	1回	<u>8,900円</u>	職務の級が8級の職員	選挙立会人	1回	<u>10,100円</u>	職務の級が8級の職員	
略				略				